

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○北海道迷惑行為防止条例第9条の地域及び命令に関する規則……………	2
○金属くず回収業に関する条例施行規則……………	3
○金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の書類を定める規則…	14

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	16
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	16

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第4号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別	警 察 官					警察官以 外の職員	合計
	警視	警部	警部補及び 巡査部長	巡査	計		
北海道警察本部	170	257	1,246	488	2,161	566	2,727
札幌市警察部	(2)	(8)	(9)		(19)	(6)	(25)
サイバーセキュリティ 対 策 本 部	2	4	10		16	2	18

北海道警察学校	12	14	48	270	344	29	373	
札幌方面警察署	102	216	2,324	1,550	4,192	243	4,435	
計	286	491	3,628	2,308	6,713	840	7,553	
函館方面	本 部	19	41	148	47	255	59	314
	警 察 署	22	39	395	204	660	43	703
	計	41	80	543	251	915	102	1,017
旭川方面	本 部	19	41	161	53	274	64	338
	警 察 署	27	58	588	282	955	69	1,024
	計	46	99	749	335	1,229	133	1,362
釧路方面	本 部	23	44	183	49	299	64	363
	警 察 署	24	48	525	290	887	60	947
	計	47	92	708	339	1,186	124	1,310
北見方面	本 部	17	33	104	20	174	48	222
	警 察 署	15	29	254	119	417	31	448
	計	32	62	358	139	591	79	670
合 計	452	824	5,986	3,372	10,634	1,278	11,912	

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道迷惑行為防止条例第9条の地域及び命令に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第5号

北海道迷惑行為防止条例第9条の地域及び命令に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）第9条第2項の公安委員会規則で定める地域を定めるとともに、同条第4項の規定に基づき、同条第3項の規定による命令に関し必要な事項を定めるものとする。

(客待ち行為の禁止地域)

第2条 前条の地域は、別表のとおりとする。

(中止命令)

第3条 第1条の命令は、別記様式の中止命令書により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、前項の命令に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 札幌市中央区南1条から南5条までの西1丁目から西10丁目まで、南6条の西1丁目から西8丁目まで並びに南7条及び南8条の西1丁目から西6丁目まで
- 札幌市北区北23条から北26条までの西4丁目及び西5丁目並びに北23条及び北24条の西3丁目のうち商業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域をいう。以下同じ。）
- 札幌市西区琴似2条1丁目並びに琴似1条の1丁目から7丁目まで及び琴似2条の2丁目から7丁目までのうち商業地域
- 千歳市清水町、幸町及び千代田町の1丁目から4丁目まで並びに錦町の1丁目及び2丁目のうち商業地域
- 小樽市稲穂の1丁目、2丁目及び3丁目1番から10番まで並びに花園1丁目並びに花園の2丁目から4丁目までのうち商業地域
- 室蘭市中島町1丁目の2番から23番まで及び29番から38番まで並びに中島本町1丁目4番及び中島本町2丁目8番のうち商業地域
- 苫小牧市錦町及び大町の1丁目及び2丁目並びに表町2丁目
- 函館市梁川町の18番及び19番並びに本町の7番から11番まで、23番から26番まで及び32番並びに本町の22番及び27番のうち商業地域
- 函館市松風町、大森町の23番から32番まで、東雲町の12番から18番まで並びに若松町の1番から6番まで、16番から20番まで及び23番から25番まで

10 旭川市1条通から4条通までの4丁目から8丁目まで並びに5条通から8条通までの7丁目及び8丁目

11 釧路市北大通及び末広町の1丁目から14丁目まで、栄町の1丁目から12丁目まで、錦町の2丁目から5丁目まで、川上町の3丁目から6丁目まで並びに黒金町の6丁目から14丁目まで

12 帯広市大通、西1条及び西2条の南6丁目から南12丁目まで、西3条の南6丁目から南11丁目まで並びに西4条の南6丁目から南10丁目まで

13 北見市山下町の1丁目、2丁目並びに3丁目の1番、2番及び5番、大通及び北1条から北7条までの西1丁目から西5丁目まで（北7条にあっては、西3丁目を除く。）並びに北8条西1丁目

別記様式（第3条関係）

中止命令書		第 号
殿		年 月 日
所 属 階 級 氏 名		印
命 令 を 受 け る 者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
上記の者に対し、北海道迷惑行為防止条例（以下「条例」という。）第9条第3項の規定により、下記のとおり命令します。 (この命令に違反した者は、条例第12条の規定により20万円以下の罰金に処することとされています。)		
記		
命 令 の 内 容	あなたが行った行為は、条例第9条第2項の規定に違反するので、更に同項の規定に違反する行為をしてはならない。	
命 令 を	違反日時	年 月 日 時 分頃
	違反場所	

行う理由	違反内容	北海道公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（□第1項第1号、□第6項各号（第4号を除く。）、□第9項）の営業について客引き行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、当該行為の相手方となるべき者を待っていたもの
------	------	---

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求め訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 □には、該当事項に✓印を付すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

金属くず回収業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第6号

金属くず回収業に関する条例施行規則

金属くず回収業に関する条例施行規則（昭和32年北海道公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第2条 条例の規定により北海道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、札幌方面以外の方面にあっては、当該方面公安委員会が行う。

(1) 条例第3条の規定による許可に関する事務

(2) 条例第6条又は第19条の規定による許可の取消しに関する事務
(金属くず回収業の許可の申請)

第3条 条例第5条第1項に規定する許可申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 条例第5条第1項の公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

イ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ウ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で金属くず回収業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（金属くず回収業者の相続人である未成年者で金属くず回収業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに金属くず回収業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るア及びイに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからウまでに掲げる書類））

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号アに掲げる書類

ウ 役員に係る前号イに掲げる書類

(3) 選任する条例第12条第1項の管理者に係る次に掲げる書類

ア 第1号アに掲げる書類

イ 第1号イに掲げる書類

(許可証の様式)

第4条 条例第5条第2項に規定する許可証の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(許可証の再交付の申請等)

第5条 条例第5条第4項の規定による届出は、別記第3号様式の金属くず回収業許可証再交付申請書によりしなければならない。

2 北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、前項の届出を受理したときは、許可証を再交付しなければならない。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更年月日及び変更事項とする。

2 条例第7条第1項に規定する届出書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

3 条例第7条第1項に規定する公安委員会規則で定める場合は、当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合とする。

4 条例第7条第1項に規定する公安委員会規則で定める書類は、第3条第2項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

5 前項の規定にかかわらず、金属くず回収業者が現に条例第12条第1項の管理者として選任している者を、新たに同項の管理者として選任した場合において条例第7条第1項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第3条第2項第3号の書類を添付することを要しない。

6 条例第7条第2項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、当該許可証を交付した公安委員会に、別記第4号様式の金属くず回収業書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。

7 公安委員会は、前項の規定による書換申請書及び許可証の提出を受けたときは、当該許可証の記載事項の書換えをしなければならない。

（許可証の返納）

第7条 条例第8条第1項、第3項及び第4項の規定による許可証の返納は、当該許可証とともに、別記第5号様式の金属くず回収業許可証返納理由書を提出しなければならない。

（書類の経由）

第8条 第3条第1項、第5条第1項、第6条第2項及び第6項並びに前条に規定する書類は、主たる営業所の所在地（営業所のない者にあつては、住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地）を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

（行商従事者証の様式）

第9条 条例第10条第1項の公安委員会規則で定める様式は、別記第6号様式とする。

（標識の様式）

第10条 条例第11条の公安委員会規則で定める様式は、別記第7号様式とする。

（確認等の義務を免除する金属くず）

第11条 条例第13条第2項の公安委員会規則で定める金額は、200円とする。

（帳簿）

第12条 金属くず回収業者が条例第14条第1項の規定により記載をする帳簿の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 条例第14条第1項の公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第14条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であつて、条例第14条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

3 金属くず回収業者は、条例第14条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかななければならない。

4 条例第14条第3項の規定による届出は、別記第9号様式の金属くず回収業帳簿等毀損等届出書によりしなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第13条 条例第15条第3項の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と金属くず回収業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該金属くず回収業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) ファクシミリ装置を用いて送信する方法

（電磁的方法による記録の保存）

第14条 金属くず回収業者が、条例第14条第2項及び第15条第4項の規定により電磁的方法による記録の保存を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的方法による記録を金属くず回収業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的方法による記録を金属くず回収業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法（保管命令）

第15条 警察本部長又は警察署長（次項において「警察本部長等」という。）は、条例第16条の規定により金属くず回収業者に対し金属くずの保管を命ずるときは、別記第10号様式の保管命令書を交付しなければならない。

2 警察本部長等は、前項に規定する場合において、保管の必要がないと認めるに至ったときは、別記第11号様式の保管命令解除通知書により、保管命令を解除しなければならない。（身分を示す証明書の様式）

代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人											
	氏 名	(フリガナ)											
		(漢 字)											
	生 年 月 日		年	月	日								
住 所	都 道 市 区						府 県 町 村						
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()												

(その2)

※資料区分	43		※受理年月日		年	月	日
※受理警察署		(署)					
※許可証番号		(金)第 号	※許可年月日		年	月	日
※所轄警察署		(署)	※営業所番号				

営 業 所 管 理 者	形 態	1. 主たる営業所 2. その他の営業所 3. 営業所なし (住所、居所又は主たる事務所の所在地)											
	名 称	(フリガナ)											
		(漢 字)											
	所 在 地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)											
業 所 管 理 者	氏 名	(フリガナ)											
		(漢 字)											
	生 年 月 日		年	月	日								
	住 所	都 道 市 区						府 県 町 村					
電話 () - 番 ※本(国)籍 ()													

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式 (第4条関係)

(金)第 号
金属くず回収業許可証
1 氏 名 (法 人 名 称)
2 住 所 又 は 居 所 (主たる事務所の所在地)
3 行 商 の 別
4 最 終 書 換 年 月 日
5 再 交 付 年 月 日
金属くず回収業に関する条例 (昭和32年北海道条例第4号) 第3条の許可を受けた者であることを証する。
年 月 日
北海道公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第5条関係）

※資料区分	44		※受理年月日			年		月		日
※受理警察署		() 署	※再交付日			年		月		日

金属くず回収業許可証再交付申請書

金属くず回収業に関する条例第5条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可証番号	(金)第	号
許可年月日		年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ)	
	(漢字)	
生年月日	年	月 日
住所 又は居所	都道府県	市区町村
	電話 () - 番	
代 表 者	(フリガナ)	
	(漢字)	
住所	都道府県	市区町村
	電話 () - 番	
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない	

再交付申請	
-------	--

の理由	
-----	--

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

(その1)

※資料区分	45		※受理年月日			年		月		日
※受理警察署		() 署	※書換交付日			年		月		日
※変更先警察署		() 署								

変更届出書
金属くず回収業
書換申請

金属くず回収業に関する条例第7条第1項の規定により変更の届出を
第2項 許可証の書換えを申請

年 月 日

公安委員会 殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可証番号	(金)第	号
許可年月日		年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ)	
	(漢字)	

変更・書換事項

変更年月日		年		月		日
氏名 又は名称	(フリガナ)					
	(漢字)					
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人					
住所 又は居所	都道府県	市区町村				
	電話 () - 番				※本(国)籍 ()	

行商をする者であるかどうかの別 1. する 2. しない

変更区分 1. 削除：従前の代表者等を削除（旧欄） 2. 追加：新たに代表者等を追加（新欄）
3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 4. 交替：削除と追加を同時に行う

変更年月日 年 月 日

代 旧
種 別 1. 代表者 2. 役員
氏 名 (フリガナ)
(漢 字)
生年月日 年 月 日

表 新
種 別 1. 代表者 2. 役員
氏 名 (フリガナ)
(漢 字)
生年月日 年 月 日

等
住 所 都 道 府 県 市 区 町 村
電話 () - 番 ※本(国)籍 ()

別紙

※資料区分 46 ※受理年月日 年 月 日
※受理警察署 (署)

許可証番号 (金)第 号
許可年月日 年 月 日
氏 又 は 名 称 (フリガナ)
(漢 字)

変更事項

変更区分 1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替
変更年月日 年 月 日

代 旧
種 別 1. 代表者 2. 役員
氏 名 (フリガナ)
(漢 字)

表 新
生年月日 年 月 日
種 別 1. 代表者 2. 役員
氏 名 (フリガナ)
(漢 字)
生年月日 年 月 日
住 所 都 道 府 県 市 区 町 村
電話 () - 番 ※本(国)籍 ()

変更区分 1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替
変更年月日 年 月 日

代 旧
種 別 1. 代表者 2. 役員
氏 名 (フリガナ)
(漢 字)
生年月日 年 月 日

表 新
種 別 1. 代表者 2. 役員
氏 名 (フリガナ)
(漢 字)
生年月日 年 月 日

等
住 所 都 道 府 県 市 区 町 村
電話 () - 番 ※本(国)籍 ()

(その2)

※資料区分 47 ※受理年月日 年 月 日
※受理警察署 (署)
※所轄警察署 (署) ※営業所番号

許可証番号	(金)第	号
許可年月日		年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ)	
	(漢字)	

営業所に係る変更事項

変更区分	1. 新設 : 営業所を新設 (「変更・廃止する営業所の名称」欄を除く全項目に記載) 2. 変更(1): 従前の届出事項を変更 (変更(2)以外) 3. 変更(2): 管理者のみ変更 4. 廃止 : 営業所を廃止 (「営業所の変更年月日」欄に廃止日を記載)
変更・廃止する 営業所の名称	(フリガナ)
	(漢字)

変更年月日		年	月	日	
営業 所	形態	1. 主たる営業所 2. その他の営業所 3. 営業所なし (住所、居所又は主たる事務所の所在地)			
	名称	(フリガナ)			
	所在地	市区 町村 電話 () - 番			

変更区分	1. 新規: 管理者等を新たに選任 2. 交替: 従前とは別の管理者を選任 3. 変更: 従前の管理者の届出事項を変更				
変更年月日		年	月	日	
管 理 者	旧氏名	(フリガナ)			
		(漢字)			
	氏名	(フリガナ)			
		(漢字)			
新	生年月日		年	月	日
	住所	都道 府県		市区 町村	

電話 () - 番	※本(国)籍 ()
------------	------------

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 届出(申請)者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日(人事異動、営業所の新設、移転又は廃止等の年月日をいう。)を記載すること。
 6 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式 (第7条関係)

※資料区分	48	※受理年月日		年	月	日
※受理警察署	() 署					

金属くず回収業許可証返納理由書

第1項

金属くず回収業に関する条例第8条 第3項の規定により許可証を返納します。

第4項

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可証番号	(金)第	号
許可年月日		年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ)	
	(漢字)	

返納理由の 発生年月日		年		月		日
----------------	--	---	--	---	--	---

返納理由	1. 金属くず回収業を廃止した。 2. 許可が取り消された。 3. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。
------	---

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式 (第9条関係)

行商従事者証	↑
--------	---

金属くず回収業者
の氏名又は法人名称
住所又は居所



写 真

許可証番号 (金) 第 号

従事者の氏名

生 年 月 日

5.4

8.6

注1 色は、白色地に黒文字とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 「従事者の氏名」及び「生年月日」欄には、行商をする代理人等の氏名及び生年月日を記載すること。

4 「写真」欄には、行商従事者本人の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上のもの）を貼り付けること。

別記第7号様式（第10条関係）

北海道公安委員会許可 (金) 第 号

金 属 く ず 回 収 業 者



8

16

注1 この様式は、金属くず回収業者がその営業所に掲示する標識の様式とする。

2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。

3 色は、白色地に黒文字とする。

4 番号は、許可証の番号とする。

5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 下欄には、金属くず回収業者の氏名又は名称を記載するものとする。

別記第8号様式（第12条関係）

受 入 れ					払 出 し		
年月日	品 目	数 量	特 徴	住所、氏名、年齢	措置区分	年月日	住所、氏名、年齢

- 注1 「品目」欄には、銅、鉄、亜鉛、砲金、アルミその他の金属くずの塊、板又はくずの別を記入すること。
 2 「数量」欄には、長さの計量単位はメートルで、重さの計量単位はキログラムで記入し、個数で取引するものは、その付記すること。
 3 「特徴」欄には、例えば、「アルミ缶を塊にしたもの」、「鉄骨として使用されていたもの」のように特徴を記載すること。
 4 規格は、A列4番横長とする。

別記第9号様式（第12条関係）

金属くず回収業帳簿等毀損等届出書

金属くず回収業に関する条例第14条第3項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	(金)第	号
許可年月日		
氏名 又は名称	(フリガナ)	
	(漢字)	

営業所の所在地 及び名称	
毀損等の理由 及びその期間	

- 注1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第15条関係）

保管命令書	第	号
住所		
保管者		
氏名		

金属くず回収業に関する条例第16条の規定により保管を命ずる。

金属くずの品目
及び数量

保管の場所

保管すべき期間

処分の理由

年 月 日

長 ㊟

年 月 日第 号による保管命令書のとおり確実に保管します。

年 月 日

長 殿

保管者の住所及び氏名

㊟

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第15条関係）

(その4)

許可証番号			
営業者			
営 業 所			
営業所番号		所轄警察署	
開設年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
営業所所在地			
営業所名称			
管理者住所			
管理者氏名		生年月日	

営 業 所 の 変 更 状 況

変更日 届出日	変更事項	変更内容
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	

管理者その他

注1 「種別」及び「変更事項」欄は、該当する□内に✓印を記入すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の書類を定める規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第7号

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の書類を定める規則

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第3項の公安委員会規則で定める書類は、別記様式による金属くず回収業新許可証交付申請書とする。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

別記様式

(その1)

※資料区分	51		※受理年月日			年		月		日
※受理警察署		(署)								
※許可証番号	(金)第 号		※許可年月日			年		月		日

金属くず回収業新許可証交付申請書

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定により許可証の交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

氏 名 又 は 名 称	(フリガナ)									
	(漢 字)									
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人									
生 年 月 日		年		月		日				
住 所 又 は 居 所	都 道 市 区					府 県 町 村				

		電話 () - 番 ※本(国)籍 ()	
行商をしようとする者であるかどうかの別		1. する 2. しない	
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
		(漢 字)	
	生 年 月 日	年	月
住 所	都 道 府 県		市 区 町 村
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()		

別紙

※資料区分	52	※受理年月日	年	月	日
※受理警察署	(署)				
※許可証番号	(金)第 号	※許可年月日	年	月	日

代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
		(漢 字)	
	生 年 月 日	年	月
住 所	都 道 府 県		市 区 町 村
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()		
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
		(漢 字)	
	生 年 月 日	年	月

者 等 住 所	都 道 府 県		市 区 町 村
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()		
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人	
	氏 名	(フリガナ)	
		(漢 字)	
	生 年 月 日	年	月
住 所	都 道 府 県		市 区 町 村
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()		

(その2)

※資料区分	53	※受理年月日	年	月	日
※受理警察署	(署)				

旧許可証一覧表

氏 又 は 名 称	(フリガナ)
	(漢 字)

営 業 所 在 地	旧許可証番号	旧許可年月日
	形 態	1. 主たる営業所 2. その他の営業所
	名 称	(フリガナ)
		(漢 字)
	市 区 町 村	
電話 () - 番		
氏 名	(フリガナ)	

所 管 理 者	(漢 字)					
	生年月日	年	月	日		
住 所	都 道 市 区 府 県 町 村					
	電話 () - 番 ※本 (国) 籍 ()					
業 所	旧許可証番号	旧許可年月日				
	形 態	1. 主たる営業所 2. その他の営業所				
	名 称	(フリガナ)				
		(漢 字)				
管 理 者	市 区 町 村					
	電話 () - 番					
氏 名	(フリガナ)					
	(漢 字)					
生年月日	年	月	日			
	都 道 市 区 府 県 町 村					
住 所	電話 () - 番 ※本 (国) 籍 ()					

注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 この申請書は、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すること。
 6 規格は、A列4番縦長とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第160号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成29年3月31日
 北海道警察本部長 北 村 博 文

- 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
自動車ガソリン J I S 2号 24,000リットル
- 落札を決定した日
平成29年3月17日
- 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 北海道エネルギー株式会社
 (2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 落札金額
120円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成29年2月3日付け北海道警察本部告示第46号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第161号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成29年3月31日
 北海道警察本部長 北 村 博 文

- 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 (1) 自動車ガソリン J I S 1号 140,000リットル
 (2) 自動車ガソリン J I S 2号 777,000リットル
 (3) 軽油 J I S 特1号、1号、2号、3号及び特3号 105,000リットル
 (4) ガソリンエンジン用オイル SM級以上のマルチグレードタイプ 3,300リットル
 (5) ディーゼルエンジン用オイル CF級以上のマルチグレードタイプ 1,000リットル
- 落札を決定した日
平成29年3月17日
- 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 北海道エネルギー株式会社
 (2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

4 落札金額

- (1) 142円
- (2) 130円
- (3) 115円
- (4) 1,300円
- (5) 1,100円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年2月3日付け北海道警察本部告示第47号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-